

1 趣 旨（要領第1）

活発なまちづくりを推進することを目的に、快適な暮らしの実現や暮らしの中から生じる課題に対し、住民主体でその解決に取り組んでいる地域コミュニティ団体の活動に対し補助する市町に対し、これら地域コミュニティ活動の一層の活性化を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

2 助成対象事業等（要領第2・第3）

- (1) 助成対象事業は、市町が行う地域コミュニティ団体への事業費補助事業とする。
- (2) 要領第2の(3)で定める地域コミュニティ団体とは原則として以下に該当する団体という。
 - 5人以上の構成員で組織している団体
 - 助成金の申請を行う市町内に事務所等を置き、主として当該市町内で活動を行っている団体
- (3) 事業の審査にあたっては、当法人が地域コミュニティ団体の実施する事業を個別に審査・助成するのではなく、市町が行う事業費補助事業に対し助成するものとするが、以下のような事業は助成対象としない。
 - 設備、備品の整備が主要目的と見なされる事業
 - 事業の効果が補助事業者の内部に止まると見なされる事業
- (4) 助成対象は、あくまで地域コミュニティ団体への事業費補助事業であることから、運営費補助事業は、助成対象としない。
- (5) 市町の補助事業が、運営費補助と事業費補助を一体としているときは、これらを適当な方法で按分したうちの事業費補助相当分を助成対象事業費として計上することができる。

3 助成金額及び助成率（要領第3）

- (1) 助成限度額 1市町あたり1事業年度200万円
- (2) 助成率 助成対象事業費に対し2/3（1,000円未満切り捨て）

4 助成金交付申請（要領第4）

- (1) 所定様式により、理事長あて助成金交付申請を行う。
- (2) 要領第4の(2)の提出期限の「理事長が別に指定する日」は、市町の補助金の交付決定の日以降で、市町の補助金の交付確定及びこれに類する行為の日より前又は12月31日のいずれか早い日までとする。申請書の提出が12月31日に間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。

5 変更の承認申請（要領第6）

- (1) 要領第5の(1)のいずれかに該当するときは、速やかに、理事長あて変更の承認申請を行う。
- (2) 助成金の交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため、要領第5の(1)のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合にはその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行う。

6 事業実績報告（要領第7）

- (1) 所定様式により、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度4月30日のいずれか早い日までに、理事長あて実績報告を行う。
- (2) この事業でいう「事業完了」とは、市町のコミュニティ団体に対する補助金の交付確定又はそれに類する行為を指す。
- (3) 要領第7の(1)のエの(イ)に規定する地域コミュニティ団体への補助金交付確定通知書の写しについて、市町の補助金交付要綱において交付確定通知書を発信しないときは、市町の最終的な補助金額が分かる書類を添付すること。

7 助成金支払請求（要領第8）

助成金の交付確定を受けた市町は、助成金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。